

50th 神奈川県に、最初の消費生活センターができてから50年が経ちました！ これからもよろしくお願いします！

昭和43（1968）年5月
神奈川県消費生活センター開所（横浜駅東口スカイビル内）＊
「消費生活相談」「講座」「商品テスト」「情報・資料の提供」を開始しました。
同年同月「消費者保護基本法」が成立。これを記念して5月は消費者月間とされています。
＊ 昭和50（1975）年に県政総合センター（現横浜駅西口かながわ県民センター）内に移転。

初年度（昭和43（1968）年度）の消費生活相談は571件でした。
→ 平成29（2017）年度の相談件数は67,564件（県及び県内市町村の消費生活相談窓口で受付した総数）



かもめ号（移動消費生活センター）が活躍した時期もありました（1970年代）

神奈川県消費生活課公式

SNS 始めました！

ツイッターとフェイスブックで、くらしに役立つ情報を発信しています！

ツイッター フェイスブック

消費生活キャラクター ニャン吉

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というのはがきが届いたんだけど・・・

スマートフォンに身に覚えのないサイト利用料請求のショートメッセージが届いた・・・

屋根の無料点検をしてもらったら、「はがれそうになっていて、雨漏りする」と言われた・・・

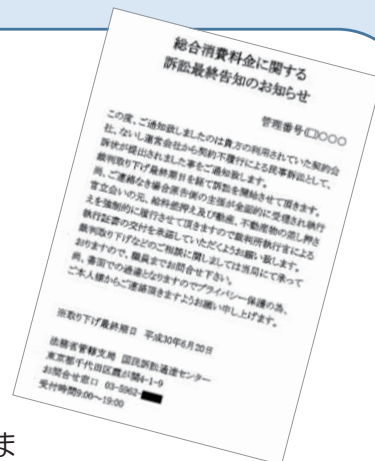
こんなときは
消費生活センターに
相談しよう！！



マキマキちゃん

困った時は、消費生活センターに相談しよう！

Q 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というのがきが届いたんだけど、どうすればいい？



身に覚えのない契約について「未納料金」があると告げ、「このままでは訴訟になる」とおどして連絡をさせようとする架空請求はがきの相談が、平成29年の3月下旬ごろから全国的に急増しています。このような、根拠のない架空請求については、一切応じる必要はありません。債務についての問い合わせなどをせず、絶対に無視してください！

A

Q スマートフォンに身に覚えのないサイト利用料請求のショートメッセージが届いたけど、返信した方がいいの？



「身に覚えのない請求がショートメッセージで送られてきた」「有名な通販サイトの名称で請求メールが届いたが、そのサイトとは契約したことはない」といった相談が増えています。こうしたメールは、不特定多数の人に一齐に送信されているもので、その内容は根拠のないものです。メールを見て、不安になって連絡してきた人に金銭を支払わせるのが目的だと考えられます。相手の事業者には電話やメールをすると、執拗に支払いを請求されます。身に覚えのない請求メールは、絶対に相手の事業者には連絡をしてはいけません。このようなメールは無視することが一番です！

A

Q 「近所で屋根の修理工事をしているから、ついでにお宅の屋根も無料で点検してあげる」と業者が申し出てきた。点検してもらったら、「はがれそうになっていて、このままにしておくと雨漏りする」と言われた。工事を頼んでも大丈夫？



いわゆる「点検商法」と呼ばれているものです。業者が不安をあおることを言ったり契約を急がせたりしてもすぐに契約はせず、知り合いの業者や信頼の置ける業者に見てもらい本当に危険な状態なのか、工事が必要かを確認しましょう。

訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができますから、すぐに対応しましょう。また、契約書を受け取っていない場合や、内容に不備がある場合は8日を過ぎていてもクーリング・オフ可能です。

A

かながわ中央消費生活センターの仕事

架空請求や、悪質な訪問販売など、消費者の安全・安心を脅かす事例は後を絶ちません。

そうしたことから、消費生活センターは、消費者のみなさんから寄せられる悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活相談に対し、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。

また、一人ひとりの消費者自らが、消費者トラブルを未然に防止し、安全・安心に暮らせるよう、そして、地球や社会に配慮した消費行動を実践できるよう、消費者教育を推進していく拠点としての役割も担っています。

これからも、かながわ中央消費生活センターは市町村の消費生活センター等と連携しながら消費者問題に取り組んでいきますので、積極的に活用してください！

消費生活相談

○すぐ相談！まずはお電話ください！

045(311)0999

かながわ中央消費生活センターにつながります。

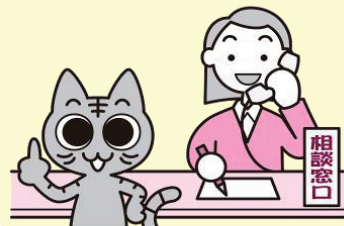
○または、消費者ホットライン

局番なし188

(イヤヤ！泣き寝入り！)

身近な消費生活相談窓口につながります。

○メール相談もやっています！！



消費生活情報発信

○様々なテーマや対象の方に向けた消費者教育資料(パンフレット、DVD等)を作成しています。

(パンフレットの一例)

- ・契約のきりふだ 高齢者編、若者編
- ・買い物对未来をつくる未来をかえる

○ホームページ、Facebook、Twitter でも消費生活情報を発信しています。

○商品テストを実施し、情報提供を行っています！



消費者教育・出前講座

○様々な講座(出前講座・参加者募集講座)、研修、講演会、キャンペーン、イベントを実施しています。

(講座の一例)

- ・消費生活出前講座(消費生活に関する情報や消費者被害に遭わないポイントなどを説明します)
- ・インターネット被害未然防止講座(出前講座・参加者募集講座)



これからの私たちと消費生活

現代社会に生きる私たちの生活は、物やサービスを購入して、それを日々消費することによって成り立っています。日常の、ものを「買う」という行動によって、私たちは社会に影響を与えているのです。

商品を購入するときは、広告や勧誘をうのみにせず、情報を収集したり比較検討したりして、「しっかり考えて購入する」ことが大切です。

また、消費者が社会に声を上げていくことには大きな影響力があります。このような積極的に社会に参画する行動が、人と環境を守る持続可能な社会の実現につながっていきます。

かながわ中央消費生活センターは、このような「消費者市民」である皆様の、消費生活の安全・安心のため、これからも、お役に立つことを目指しています。